

2013年3月期第1四半期に係る 四半期報告書作成上の留意事項

2013年3月期第1四半期においては、四半期報告書作成に関する基準等について、大きな変更はありませんが、四半期簡素化及び比較情報の導入の2年目において留意すべき事項を中心に以下で解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

1. 第1【企業の概況】から第3【提出会社の状況】まで

(1) 【企業の概況】【主要な経営指標等の推移】

2012年3月期第1四半期の四半期報告書から、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書が任意の開示事項となり、四半期累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書のみ開示で足りることになりました。また、第1四半期及び第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示も任意の開示事項となりました。そのため、【主要な経営指標等の推移】については、【経理の状況】で開示した四半期累計期間の情報に加え、四半期会計期間に係る四半期連結損益計算書及び包括利益計算書や四半期連結キャッシュ・フロー計算書を任意で開示した際は、以下のような項目を記載することとなっています。

具体的には、第1四半期の四半期会計期間は、第1四半期の四半期累計期間と同一であるため関係ありませんが、第2四半期以降において任意で四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を開示した場合は、四半期連結会計期間に係る「売上高」、「四半期純利益」、及び「1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額」の各項目を【主要な経営指標等の推移】に開示することとなります。また、任意で四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示した場合は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」、及び「現金及び現金同等物の四半期末残高」を【主要な経営指標等の推移】に記載することとなります。

なお、当第1四半期において、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」を適用し、過去の財務諸表を遡及修正した場合には、主要な経営指標等の推移についても遡及修正を行い、その旨を記載することとされています。ただし、【主要な経営指標等の推移】の開示項目のうち、資本金、発行済株式総数、及び1株当たり配当額は、遡及処理がなじまず、また、その他の開示項目等の整合を図る観点等から、遡及処理が不要であるとされている点に留意が必要です。

(2) 【事業の状況】【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2012年3月期第1四半期の四半期報告書から、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】について、記載対象期間が四半期連結累計期間に変更されています。また、第1四半期及び第3四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合は、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載が不要となっています。

(3) 【提出会社の状況】の【新株予約権等の状況】、【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】及び【ライツプランの内容】

2012年3月期第1四半期の四半期報告書から、【新株予約権等の状況】、【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】及び【ライツプランの内容】の開示が変更されています。これらの開示は、新株予約権又は新株予約権付社債、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等及び買収防衛策の一環として、新株予約権を当四半期連結会計期間に発行した場合にのみ、所定の事項を記載することになっている点に留意が必要です。

2. 【経理の状況】

昨年度からの四半期報告書の開示の簡素化により、経理の状況で開示する各四半期に係る四半期連結財務諸表等の開示は、以下のようになっています。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期
四半期連結貸借対照表	必須	必須	必須
四半期累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	必須	必須	必須
四半期会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	— (累計期間と同一)	任意	任意
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	任意	必須	任意

(1) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

上記のとおり、四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書は開示が不要となり、任意で開示することは可能という取扱いとなっています。

当期から新たに四半期連結会計期間(3ヵ月)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を任意で開示する場合、以下の点に留意が必要です。

- ・【経理の状況】の冒頭部分に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を開示している旨を記載しなければならない
- ・年度内の開示の首尾一貫性を確保する観点から、第1四半期から開示を行う(年度間の継続性については特段規定が設けられていないため、財務諸表作成者のディスクロージャー・ポリシーに基づいて対応することとなりますが、継続性の観点からはみだりに変更することは望ましくないと考えられます)
- ・前年度における対応する期間の開示は要しない(ただし、比較情報としての有用性を勘案し、財務諸表利用者の開示ニーズも踏まえ、公認会計士又は監査法人によるレビュー手続を経たうえで、財務諸表作成者が任意に開示することを妨げるものではないと考えられます)

(2) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

第1四半期及び第3四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書は開示が不要となり、任意で開示することは可能という取扱いとなっています。当期から新たに第1四半期(及び第3四半期)に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を任意で開示する場合、以下の点に留意が必要です。

- ・【経理の状況】の冒頭部分に、第1四半期に係る連結キャッシュ・フロー計算書を開示している旨を記載しなければならない
- ・年度内における首尾一貫性を確保する観点から、第1四半期から開示を行う(年度間の継続性については特段規定が設けられていないため、財務諸表作成者のディスクロージャー・ポリシーに基づいて対応することとなりますが、継続性の観点からはみだりに変更することは望ましくないと考えられます)
- ・前年度における対応する期間の開示は要しない(ただし、比較情報としての有用性を勘案し、財務諸表利用者の開示ニーズも踏まえ、公認会計士又は監査法人によるレビュー手続を経たうえで、財務諸表作成者が任意に開示することを妨げるものではないと考えられます)
- ・当第1四半期に係る「現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係」の注記が必要となる
- ・(公認会計士又は監査法人によるレビューを前提に、)前第1四半期の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合には、比較情報として「現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係」の注記を開示することが考えられる

(3) 注記事項(減価償却方法の変更について)

当第1四半期から新たに採用すべき重要な会計基準等はなく、注記事項には特に大きな変更点はありません。

ただし、減価償却方法について、2011年度税制改正による定率法の償却率をいわゆる200%定率法に変更する場合には留意が必要です。税制改正に関する会計上の取扱いについては、Monthly Report 36で解説していますが、従来から税法規定に準じた減価償却方法を会計上も採用し、今後も採用し続ける場合(以下の表のケース)、同一種類で同一用途の資産について類似の減価償却方法を採用するものと認められるため、法令等の改正に伴う変更準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱われると考えられます。

取得時期	償却方法
2007年3月31日まで	旧定率法(※)
2007年4月1日から2012年3月31日まで	250%定率法
2012年4月1日以後	200%定率法

※2007年度税制改正前の、残存価額を取得価額の10%とした定率法

なお、このような減価償却方法の変更の場合は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合に該当することとされ、会計上の見積りの変更と同様に遡及適用は行わないこととなります。ただし、会計方針の変更(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)として以下の注記を開示することが必要となります。

- ・償却方法の変更の内容
- ・償却方法の変更の正当な理由
- ・償却方法の変更が当期に影響を及ぼす場合は当期への影響額

また、このように減価償却方法を変更した場合、セグメント情報における利益又は損失の測定方法を変更した場合に該当するものと考えられます。従って、セグメント情報では、「報告セグメントの変更等に関する事項」として、減価償却方法を変更した旨、変更の理由及び報告セグメントごとの影響額等を開示することが考えられます。

(4) その他(消費税法の改正による影響)

2012年4月1日以後開始する課税期間から、課税売上高が5億円を超えるような事業者は、いわゆる95%ルール適用が廃止されました。従って、従来、仮払消費税全額を仮受消費税とで相殺する処理ができていた会社(全額仕入税額控除できていた会社)であっても、今後は控除対象外消費税が発生することが考えられます。

この場合、資産に係る控除対象外消費税は、固定資産等については、

- ・取得原価に算入する方法
- ・長期前払消費税等として費用配分する方法
- ・発生事業年度の期間費用とする方法

があり、棚卸資産については、

- ・取得原価に算入する方法
- ・発生事業年度の期間費用とする方法

があります。

費用処理された控除対象外消費税は、販売費及び一般管理費に「租税公課」として表示し、重要性がある場合には、「消費税等」等その内容を示す適当な名称を付した科目で計上することとなります。また、販売費及び一般管理費として表示することが適当でない場合には、その金額を売上原価、営業外費用等に表示することができることとされています。なお、費用処理された消費税等に重要性がある場合、控除対象外消費税の会計処理等を重要な会計方針として開示することになりますが、四半期では重要な会計方針の開示は必須ではないため、重要な会計方針の開示は不要であると考えられます。また、控除対象外消費税の処理については、新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用であるため、会計方針の変更には該当しないと考えられます。そのため、重要性がある場合については、追加情報として開示することを検討することが必要と考えられます。

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 下川高史
text : takafumi shimokawa